

# 福岡市公報

令和6年3月28日 第7040号(別冊13)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目次— ページ  
告 示

- 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧(第67号) ..... 2
- 福岡広域都市計画地区計画の決定(第68号) ..... 3
- 福岡広域都市計画臨港地区の変更(第69号) ..... 3
- 都市公園の設置(第70号) ..... 3
- 景観計画の変更(第71号) ..... 4
- 博多港臨港地区における分区の指定(第72号) ..... 4
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第73号) ..... 5
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第74号) ..... 5
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第75号) ..... 6
- 公共下水道の供用及び流域下水道の終末処理場による下水の処理の開始(第76号) ..... 6
- 雑用水道設置促進区域の変更(第77号) ..... 7
- 博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表に規定する市長が指定する区域の告示(第78号) ..... 9
- 都市公園の名称の変更(第79号) ..... 9
- 都市公園の位置及び区域の変更(第80号) ..... 9
- 都市公園の区域の変更(第81号) ..... 10
- 分流化区域の指定(第82号) ..... 11

公 告

- 開発行為に関する工事の完了(第81号) ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了(第82号) ..... 12
- 福岡市周船寺駅南土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(第83号) ..... 12
- 福岡広域都市計画事業貝塚駅周辺土地区画整理事業の事業計画の

変更(第84号) ..... 13  
 ○建築協定に加わる旨の意思の表示があった旨の公告(第85号) ..... 13  
 ○福岡市農用地利用集積計画(第86号) ..... 14  
 ○福岡市立霊園の利用者の公募(第87号) ..... 14  
 ○緑地保全林地区の指定(第88号) ..... 15

告 示

福岡市告示第67号

地方税法第416条第1項本文の規定に基づき、次のように当該区役所の所管に係る土地価格等縦覧帳簿を当該区内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、当該区役所の所管に係る家屋価格等縦覧帳簿を当該区内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 縦覧の場所

土地及び家屋の所在地	縦覧に供する場所
東区の区域	福岡市東区箱崎二丁目54番1号 福岡市東区役所市民部課税課
博多区の区域	福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 福岡市博多区役所市民部課税課
中央区の区域	福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所市民部課税課
南区の区域	福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所市民部課税課
城南区の区域	福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号 福岡市城南区役所市民部課税課
早良区の区域	福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所市民部課税課
西区の区域	福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所市民部課税課

2 縦覧の期間

令和6年4月1日から同月30日(富山県又は石川県に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人であり、福岡市市税条例第7条第1項の規定に基づき

固定資産税の納期限が延長された納税者にあつては、令和6年福岡市告示第26号において別途福岡市告示で定めることとされている期日)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

### 3 縦覧の時間

午前8時45分から午後5時15分まで

---

## 福岡市告示第68号

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、都市計画を次のように決定したので、同法第20条第1項の規定により告示する。

なお、都市計画法第20条第2項の規定に基づき、その図書を次の場所においてこの告示の日から公衆の縦覧に供する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 1 決定した都市計画の種類及び名称

福岡広域都市計画地区計画唐人町二丁目地区地区計画

### 2 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所(住宅都市局都市計画部都市計画課)

---

## 福岡市告示第69号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画を次のように変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、その図書を次の場所においてこの告示の日から公衆の縦覧に供する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 1 変更した都市計画の種類及び名称

福岡広域都市計画臨港地区博多港臨港地区

### 2 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所(住宅都市局都市計画部都市計画課)

---

## 福岡市告示第70号

都市公園を次のように設置するので、都市公園法第2条の2及び福岡市公園条例第3条第1項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所(住宅都市局公園部運営課)に備え付ける。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 供用を開始する都市公園

名 称	位 置	区 域	面 積 (平方メートル)
竹下1号公園	福岡市博多区竹下四丁目地内	福岡市博多区竹下四丁目94番4	680
平和東緑地	福岡市南区平和一丁目地内	福岡市南区平和一丁目七区119番1から七区119番5まで及び七区120番	1,024
皿山4号公園	福岡市南区皿山四丁目地内	福岡市南区皿山四丁目784番311	176
南片江2号公園	福岡市城南区南片江四丁目地内	福岡市城南区南片江四丁目137番3	184
今津3号公園	福岡市西区今津地内	福岡市西区今津4798番581及び4798番602	204
田尻東公園	福岡市西区田尻東一丁目地内	福岡市西区田尻東一丁目147番5	1,249

## 2 供用開始の期日

令和6年3月28日

**福岡市告示第71号**

景観法第8条第1項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のように告示するとともに、当該景観計画の図書を福岡市役所（住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室）において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 変更した景観計画の名称

福岡市景観計画

## 2 効力の発生する日

令和6年4月1日

**福岡市告示第72号**

港湾法第39条第1項の規定に基づき、福岡広域都市計画臨港地区博多港臨港地区内にお

いて次のように分区を指定する。

なお、関係図面は、この告示の日から福岡市役所港湾空港局港湾計画部計画課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

修景厚生港区

福岡市東区香椎照葉一丁目、香椎照葉二丁目、香椎照葉三丁目及び香椎照葉七丁目の各一部

---

### 福岡市告示第73号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日  
令和6年3月29日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域  
福岡市東区香椎駅東四丁目及び多々良一丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式  
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
福岡市東区松島六丁目16番1号  
福岡市東部水処理センター

---

### 福岡市告示第74号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年3月29日

2 下水を排除及び処理すべき区域

福岡市早良区大字脇山の一部

福岡市西区野方二丁目及び戸切二丁目の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する上記関係図面において表示する。

4 排除方式

分流式

5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

福岡市西区小戸二丁目5番1号

福岡市西部水処理センター

---

### 福岡市告示第75号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年3月29日

2 下水を排除及び処理すべき区域

福岡市西区今津の一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する上記関係図面において表示する。

4 排除方式

分流式

5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

福岡市西区学園通三丁目2149番地

福岡市新西部水処理センター

---

### 福岡市告示第76号

公共下水道の供用を開始し、及び流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始されるので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日  
令和6年3月29日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域  
福岡市博多区西月隈二丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式  
分流式
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
福岡市博多区那珂四丁目5番1号  
福岡県御笠川浄化センター

---

**福岡市告示第77号**

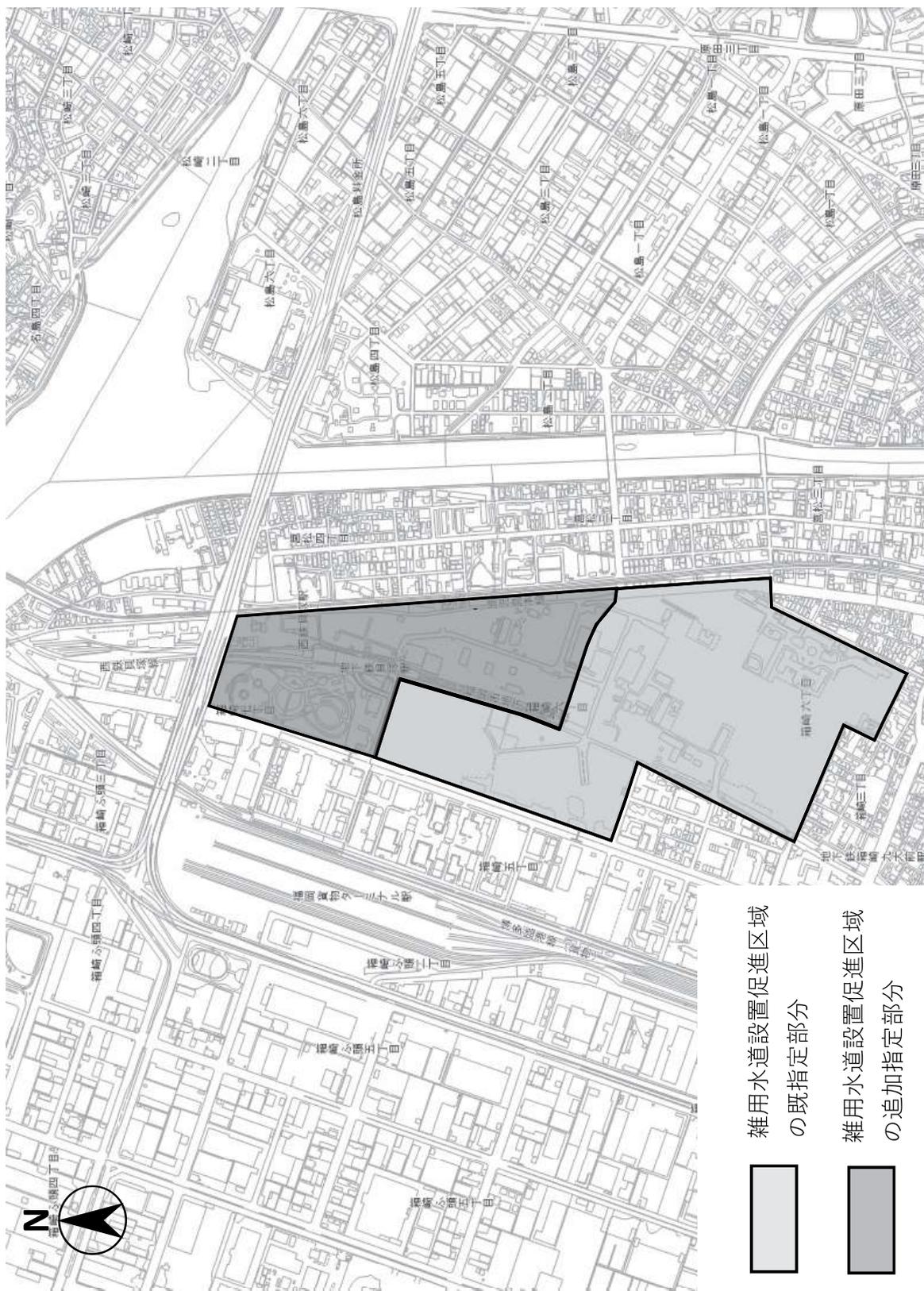
福岡市節水推進条例第9条第4項の規定に基づき、雑用水道設置促進区域を次のように変更するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 雑用水道設置促進区域の名称及び範囲  
箱崎地区雑用水道設置促進区域 別図表示の区域
- 2 変更年月日  
令和6年4月1日

別図 箱崎地区雑用水道設置促進区域



**福岡市告示第78号**

博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表第6第2号、第3号及び第5号に規定する市長が指定する区域を次のように定める。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 市長が指定する区域

福岡市東区香椎照葉七丁目29番1

なお、関係図面は、この告示の日から福岡市役所港湾空港局港湾振興部港湾管理課において一般の縦覧に供する。

## 2 指定年月日

令和6年3月28日

**福岡市告示第79号**

福岡市公園条例第3条第1項の規定に基づき、都市公園の名称を次のように変更するので告示する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 名称変更する都市公園

区 分	名 称	位 置	区 域	備 考
変更前	平和東緑地	福岡市南区平和一丁目地内	福岡市南区平和一丁目1051番	昭和59年福岡市告示第256号により設置
変更後	平和南緑地			

## 2 名称変更の期日

令和6年3月28日

**福岡市告示第80号**

都市公園の位置及び区域を次のように変更するので、福岡市公園条例第3条第1項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所（住宅都市局公園部運営課）に備え付ける。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 位置及び区域を変更する都市公園

区分	名称	位置	区域	面積 (平方メートル)	備考
変更前	桧原桜公園	福岡市南区桧原一丁目地内	福岡市南区桧原一丁目438番37	1,260	平成21年福岡市告示第125号により設置
変更後		福岡市南区桧原一丁目及び桧原二丁目地内	福岡市南区桧原一丁目438番37並びに桧原二丁目354番1及び354番6	4,970	
変更前	中町公園	福岡市西区大字田尻地内	福岡市西区大字田尻162番36から162番39まで	761	昭和54年福岡市告示第126号により設置
変更後		福岡市西区田尻二丁目地内	福岡市西区田尻二丁目182番1	2,350	

2 変更に係る位置及び区域の供用開始の期日

令和6年3月28日

福岡市告示第81号

都市公園の区域を次のように変更するので、福岡市公園条例第3条第1項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所（住宅都市局公園部運営課）に備え付ける。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 区域を変更する都市公園

区分	名称	位置	区域	面積 (平方メートル)	備考
変更前	舞鶴公園	福岡市中央区赤坂二丁目	福岡市中央区赤坂二丁目263番1及び270番7並びに城内1番1、1番4の一部、1番5、1番203から1番206まで、5番2、7番、9番、12番及び18番2から18番6まで	395,118	昭和35年福岡市告示第21号により設置（昭和62年福岡市告示第
変更後			福岡市中央区赤坂二丁目		

<p>変更後</p>		<p>目及び城内地内</p>	<p>福岡市中央区赤坂二丁目263番1及び270番7並びに城内1番1、1番2、1番4の一部、1番5、1番203から1番206まで、5番2、7番、9番、12番及び18番2から18番6まで</p>	<p>426, 279</p>	<p>211号及び平成31年福岡市告示第113号により一部変更)</p>
------------	--	----------------	--	-----------------	--------------------------------------

- 2 変更に係る区域の供用開始の期日  
令和6年3月28日

**福岡市告示第82号**

福岡市下水道条例第4条の2第1項の規定に基づき、分流化区域を指定するので、同条第2項の規定により次のように告示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 分流式の排水設備を接続することができる公共下水道の供用を開始すべき年月日  
令和6年3月29日
- 2 分流化区域の位置  
福岡市中央区天神二丁目及び今泉二丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する上記関係図面において表示する。

**公 告**

**福岡市公告第81号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福岡市東区御島崎二丁目722番1、722番3、722番4及び722番7から722番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区伊崎3番12号  
株式会社 M2

### 福岡市公告第82号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 工事が完了した工区の名称

第R-2工区、第R-3工区、第R-4工区、第R-5工区及び第R-6工区

2 第R-2工区、第R-3工区、第R-4工区、第R-5工区及び第R-6工区に含まれる地域の名称

福岡市東区箱崎六丁目3330番38、3330番48、3531番3、4064番18から4064番20まで、4065番2、4065番18から4065番23まで、4066番8、4066番15、4066番17から4066番21まで、4068番5、4068番7、4098番10、4098番17から4098番19まで、4098番21、4098番23から4098番25まで及び4098番27並びに箱崎七丁目5000番4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人 都市再生機構 九州支社

### 福岡市公告第83号

土地区画整理法第29条第1項の規定に基づき、福岡市周船寺駅南土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

氏 名	住 所
末松 浅和	福岡市西区大字飯氏322番地
末松 靖博	福岡市西区大字飯氏325番地
久保 次男	福岡市西区大字飯氏560番地1
中村 徹	福岡市西区大字飯氏751番地4
末松 義成	福岡市西区大字飯氏590番地
末松 直樹	福岡市西区大字飯氏266番地

大熊 政次	福岡市西区大字飯氏896番地 5
谷 一	福岡市西区大字飯氏317番地
末松 英明	福岡市西区大字飯氏900番地 1
末松 信成	福岡市西区大字飯氏877番地 3
久保 篤美	福岡市西区大字飯氏348番地

### 福岡市公告第84号

福岡広域都市計画事業貝塚駅周辺土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により次のように公告する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 施行者の名称  
福岡市
- 2 事業施行期間  
令和3年3月29日から令和11年3月31日まで
- 3 施行地区に含まれる地域の名称  
福岡市東区菅松三丁目、菅松四丁目、箱崎六丁目及び箱崎七丁目の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称  
福岡広域都市計画事業貝塚駅周辺土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地  
福岡市中央区天神一丁目8番1号
- 6 事業計画の決定の年月日  
令和3年3月29日
- 7 事業計画の変更の年月日  
令和6年3月14日

### 福岡市公告第85号

建築基準法第75条の2第2項の規定に基づき、建築協定区域隣接地の土地の所有者等から建築協定に加わる旨の意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により当該建築協定書を福岡市役所（住宅都市局建築指導部開発・建築調整課）において一般の縦覧に供する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称  
西中洲地区建築協定
- 2 意思の表示に係る建築協定区域隣接地  
福岡市中央区西中洲3号6番2外3筆
- 3 意思の表示があった日  
令和6年1月10日

**福岡市公告第86号**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告する。

なお、農用地利用集積計画は、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 縦覧期間  
この公告の日から計画書に記載された利用権存続期間満了の日まで
- 2 縦覧場所  
福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市農林水産局総務農林部農業振興課  
福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市農業委員会事務局  
福岡市西区西都二丁目1番1号  
福岡市農業委員会事務局西部出張所

**福岡市公告第87号**

福岡市立霊園条例第4条第1項本文の規定に基づき、福岡市立霊園の利用予定者を公募するので、次のように公示する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 公募する霊園の概要

名 称	所在地	埋蔵方法及び個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間	公募する 利用権の数	使 用 料 (1体につき)
-----	-----	-----------------------------	---------------	------------------

福岡市立 平尾霊園	福岡市南区 平和四丁目	直接合葬		180体	本市に住所を有する者	64,000 <sup>円</sup>
					本市外に住所を有する者	96,000
		個別埋蔵 後合葬	個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間が10年間	40体	本市に住所を有する者	112,000
					本市外に住所を有する者	168,000
			個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間が20年間	40体	本市に住所を有する者	160,000
					本市外に住所を有する者	240,000
		個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間が30年間	30体	本市に住所を有する者	208,000	
				本市外に住所を有する者	312,000	

2 利用の申込みの受付

(1) 郵送の場合

- ア 受付期間 令和6年4月16日(火)から同月30日(火)(消印有効)まで
- イ 宛 先 福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市霊園窓口(市役所4階)

(2) 電子申請の場合

- ア 受付期間 令和6年4月16日(火)から同月30日(火)まで
- イ 申請方法 福岡市立霊園ホームページの電子申請サービスによる。  
URL <https://www.fukuokashi-reien.jp/>

3 抽選

利用の申込みが競合した場合は、次の日時及び場所において、抽選により利用予定者を定める。

- (1) 日時 令和6年5月22日(水)午後2時
- (2) 場所 福岡市中央区赤坂二丁目5番8号  
福岡市立中央市民センター 視聴覚室

福岡市公告第88号

福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例第7条第1項の規定に基づき、緑地保全林地区を指定したので、同条第3項の規定により次のように公告する。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

名 称	所在地	範 囲	面 積 (平方メートル)	指定期間	所有者の住 所及び氏名
香住ヶ丘 緑地保全 林地区	福岡市東区 香住ヶ丘五 丁目地内	福岡市東区香住ヶ 丘五丁目15番1及 び15番46	3,928.00	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	福岡市東区唐原 一丁目4番13号 森 義勝
平和緑地 保全林地 区	福岡市南区 平和一丁目 地内	福岡市南区平和一 丁目三十区445番 6、三十区445番 7及び31番520	2,116.00		福岡市早良区曙 二丁目1番16号 一般財団法人 綾田